

2018年4月

丹葉地区各小中学校長 様

尾北教職員労働組合
執行委員長 川崎 徹

新年度を迎えるにあたり

子どもが輝き教職員が働きやすい学校づくりに向けての要請

日頃は、学校教育にご尽力いただきありがとうございます。

新年度を迎えるにあたり、学校現場では、過密で多忙な毎日の状況の中、子どもと教職員が真に輝く学校づくりに向け、現状をどう改善するのが重要な課題になっています。

また、教職員の多忙化解消の取り組みが進められているものの、勤務時間内で仕事が終わる先生方はほとんど見られず、残業を余儀なくされている現状が多く見られます。さらには、健康破壊などの深刻な状況に陥っている先生方も見られます。特に、数年前には、現職の教職員が突然亡くなるという痛ましい出来事が続きました。

教職員が健康であってこそ、子どもたちに分かる授業を行ったり、一人一人の子どもの声に耳を傾けたりできるのではないのでしょうか。

子どもが輝く学校づくりのために、すべての教職員が健康で、協力し合って仕事に取り組むことができるよう、以下のことを要請します。

- ① 教職員の多忙化解消に向け、当面、県教委や市町教委が発表した「教員の多忙化解消プラン」の具体化に向け、関係機関への働きかけを含め取り組むこと。
- ② 学級学年事務や現職教育などの時間がきちんと確保され、勤務時間内に仕事が終わられるような体制づくりに向け、特に以下の内容に関して改善を進めること。
 - ア 打ち合わせや会議を減らしたり、余剰時数（標準時数を上回った時数累計）の活用で午後の授業を一部カットしたりして、必要な時間を生み出すための具体的な対応策を各職場で講じること。
 - イ 各種業務の内容や取り組み方を見直し、業務の精選や簡素化などで仕事量を減らす取り組みを進めること。
- ③ 全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）は、あくまで「学力の特定の一部」を測定するものであり、それで学校現場が振り回されないために、過去問題練習などの事前のテスト対策は行わないこと。
- ④ 昼の休憩がとれなかったときは、7時間45分の勤務が終了となる16時15分で勤務の拘束が解かれるよう適切に割り振りを講じること。
- ⑤ 児童会（生徒会）の活動や行事など、全校の活動で昼の休憩がとれないときは、16時15分で全職員一斉に勤務の拘束を解くこと。
- ⑥ 16時45分から17時までの間で帰りの打ち合わせを行っている職場については、教職員は昼の休憩がほとんどとれず、16時45分から打ち合わせを行うと、7時間45分を超えての勤務となってしまうので、帰りの打ち合わせは16時15分までに終わるようにすること。
- ⑦ 職員の在校時間の把握は、本来、管理職である校長の責任であり、本人任せにせ

ず、校長が全職員の在校時間の記録を把握し、記録としてきちんと保存すること。

同時に、時間外勤務が80時間・100時間を超す教職員に対しては、医師の面談をすすめるなど、適切に対応すること。

- ⑧ 時間外勤務の割り振りについては、「割り振りをとってください」と口頭のみで済ますのではなく、割り振りの日時数を明示し、割振変更簿の設置や長期休業中の動向表に記入するなど、分かりやすく、とりやすい方法で全ての教職員がきちんと割り振りがとれるようにすること。
- ⑨ 早朝勤務などの時間外勤務があったときの割り振りが、17時からさかのぼった時刻から割り振りが指示される職場がみられるが、30分間の休憩時間を勤務の割り振りの対象時間に行っているのは問題であり、年休と同様に、30分間の休憩時間を除いた16時30分からさかのぼった時刻から割り振りを講じること。
- ⑩ 始業式・終業式・卒業式の午後やテスト期間中などの子どもがいないときには、日常的に時間外勤務が多い実態に合わせ、その分の割り振りとして、早く帰れるように勤務の拘束を解くこと。
- ⑪ 運動会や学習発表会などで休日に出勤を命じたときは、「健康と福祉を害することとならない」(*1)のように、日頃の時間外勤務の割り振りを行うことで、早めに勤務の拘束を解くこと。
- ⑫ 部活動の過熱防止に向け、具体的に取り組みを進めること。当面、平成27年度丹葉地区小中学校校長会で定めた以下の5つの改善目標が全ての学校で達成できるようにすること。そして、早朝練習をとりやめるなどのさらなる改善を進めること。
 - ア 平日の朝部活を、週1回は、なくす。
 - イ 平日の帰りの部活を、週1回は、なくす。
 - ウ 土曜日と日曜日の部活は、どちらかの日を休みにする。
 - エ 土曜日もしくは日曜日の部活は、午前か午後の半日のみにする。
 - オ 長期休業中の部活は、土曜日と日曜日は行わない。
- ⑬ 職員がインフルエンザに罹っても年休で休むといった実態が依然見られるので、病気やけがで休む際には、本人に療養休暇が取れることを伝えること。また、療養休暇に関する以下の内容を職員に周知すること。
 - ア 療養休暇は、1日や1時間単位で取れること。
 - イ 30日未満の取得なら、ボーナスや給与などの処遇には影響がないこと。
 - ウ 1週間以内の休暇であれば、特に診断書は必要ないこと。
- ⑭ 暴言や侮辱といったパワーハラスメントは、教職員としての身分の侵害及び人権の侵害につながる重大な問題であり、絶対に行わないこと。

*1 …「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」